

## 広島市立大学学生の転学及び転学部等に関する規程

平成22年4月1日

規程第90号

(趣旨)

第1条 この規程は、広島市立大学学則（平成22年公立大学法人広島市立大学学則第1号。以下「学則」という。）第40条及び広島市立大学大学院学則（平成22年公立大学法人広島市立大学学則第2号。以下「大学院学則」という。）第28条に規定する転学並びに学則第41条に規定する転学部及び転学科並びに大学院学則第29条に規定する転専攻の手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(転学)

第2条 転学をしようとする者は、本人及び保証人連署の転学願を所属する学部又は研究科（以下「所属学部等」という。）を経て、学長に提出しなければならない。

2 転学は、所属学部等の教授会又は研究科委員会の議を経て、学長が許可する。

3 学長は、転学を許可した者に対し転学許可書を交付するものとする。

(転学部)

第3条 転学部をしようとする者は、本人及び保証人連署の転学部願を所属する学部（以下「所属学部」という。）を経て、学長に提出しなければならない。

2 転学部の時期は、入学後1年を経過した時とする。ただし、学長は、特別の理由があると認めるときは、入学後1年を経過した時以外の時期に転学部を許可することができる。

3 転学部は、所属学部の教授会及び転学部を希望する学部の教授会の議を経て、学長が許可する。

4 学長は、転学部を許可した者に対し転学部許可書を交付するものとする。

(転学科)

第4条 同一学部の他の学科に転学科（芸術学部美術学科にあつては、転専攻を含む。以下同じ。）をしようとする者は、本人及び保証人連署の転学科願を所属学部を経て、学長に提出しなければならない。

2 転学科の時期は、入学後1年を経過した時とする。ただし、学長は、特別の理由があると認めるときは、入学後1年を経過した時以外の時期に転学科を許可することができる。

- 3 転学科は、所属学部の教授会の議を経て、学長が許可する。
- 4 学長は、転学科を許可した者に対し転学科許可書を交付するものとする。

(大学院における転専攻)

第5条 同一研究科の他の専攻に転専攻をしようとする者は、本人及び保証人連署の転専攻願を所属する研究科を経て、学長に提出しなければならない。

- 2 転専攻の時期は、入学後1年を経過した時とする。ただし、学長は、特別の理由があると認めたときは、入学後1年を経過した時以外の時期に転専攻を許可することができる。

- 3 転専攻は、所属する研究科の研究科委員会の議を経て、学長が許可する。

- 4 学長は、転専攻を許可した者に対し転専攻許可書を交付するものとする。

(委任)

第6条 転学願の様式その他この規程の施行に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正前の規程による様式第1号から様式第8号までの様式は、前項の施行日において、改正後の第6条の規定に基づき定めたものとみなす。